

事業

市制度融資の拡充について

概要： 市制度融資の更なる拡充を図るため、平成 31(2019)年度から「運転資金」の償還期間「5 年以内」を「10 年以内」に延長し、融資メニューに、「事業承継支援資金」を新たに追加します。

■事業承継支援資金の概要

1. 使 途：事業承継に必要な運転資金及び設備資金
2. 融資限度額：2,000 万円
3. 償 還 期 間：10 年以内
4. 融資対象者：次のいずれにも該当する者
 - (1) 市内に住所又は事務所を有し、市内で事業を営む個人又は法人
 - (2) 市税を滞納していない者
 - (3) 次のいずれかに該当する者
 - ア. 事業承継を5年以内に行おうとする者で、支援機関（栃木県事業引継ぎ支援センター、商工会、金融機関、中小企業診断士等）の支援により策定した事業計画の実行に取り組むもの
 - イ. 事業承継を行ってから5年を経過していない者で、支援機関の支援により策定した事業計画に基づき経営の安定化、事業の活性化等に取り組むもの
 - ウ. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律に基づき県の認定を受けた者

※既存の融資メニューの概要については、別紙パンフレットのとおり

申込時に必要な書類等

★ 提出書類	運転等 ※1	設備等 ※2	創業
融資斡旋依頼書（所定の様式）	●	●	●
保証協会統一申込書式書類の写し（両面コピー可）			
直近2期分の確定申告書及び決算書の写し（決算より6ヵ月経過している場合は試算表）	●	●	
那須塩原市税納税証明書（完納証明書）※発行日より3ヵ月以内のもので個人の場合は申込者本人分、法人においては法人および代表者分	●	●	●
固定資産評価証明書または固定資産税課税明細書	●	●	●
営業許可証等の写し	●	●	●
受注工事明細書（建設業に関する業種）の写し	●	●	●
見積書・カタログ・設計図・見取図・契約書・完了届書等の写し		●	●
創業計画書、金融機関の所見の写し			●
その他、市長が必要と認める書類（セーフティネット認定書、法人の商業登記簿謄本など）	●	●	●

※1：運転資金、季節資金が該当。※2：設備資金、小規模企業支援資金、り災特別資金が該当。
事案によっては上記以外の書類を提出していただくことがあります。

その他

- 元金の返済は、6ヶ月以内であれば据え置きも可能です。
- 担保については、栃木県信用保証協会の条件によります。
- 保証人については、取扱金融機関と栃木県信用保証協会にご相談ください。
- 本制度資金の契約は全て栃木県信用保証協会の保証付き資金です。

保証料補助

市制度融資を利用した中小企業者の方に対して、保証料の補助を行っています。

名 称	那須塩原市中小企業者事業資金保証料補助
補助の内容	栃木県信用保証協会の保証料について、全額補助します。
補 助 対 象	那須塩原市中小企業者事業資金に基づく資金の借入者

※平成29年度から補助制度が変わりました。

【平成29年3月以前の借入について】

事業者において保証料を負担し、完済後に市が事業者に対し補助を行います。

【平成29年4月以降の借入について】

事業者において保証料の一時負担がなくなり、市と保証協会において保証料のやりとりを行います。

責任共有制度とは

金融機関と保証協会が責任を共有し、両者が連携して中小企業者の方に対し融資や経営支援、再生支援といった適切な支援を行うことを目的とした制度です。

原則すべての保証が対象となりますが、経営安定関連保証（セーフティネット）1～4、6号、創業関連保証などは責任共有制度の対象外となります。

平成30年度

那須塩原市 中小企業者事業資金 （制度融資）のご案内



巻狩鍋を食べて
那須塩原市を盛り上げる
が！

巻狩まつりPRキャラクター
巻狩くん

制度融資のあらまし

この制度は、市内の中小企業者の方々に、必要な事業資金を有利な条件で融資するために設けた市の貸付制度です。

お問い合わせは・・・

那須塩原市役所	本庁 商工観光課	☎0287-62-7154
	西那須野支所 産業観光建設課	☎0287-37-5107
	塩原支所 産業観光建設課	☎0287-32-2914
商 工 会	那 須 塩 原 市 商 工 会	☎0287-62-0373
	那 須 塩 原 市 商 工 会 塩 原 支 所	☎0287-32-3767
	西 那 須 野 商 工 会	☎0287-36-0697

お申し込みは・・・

那須塩原市内にある下記の取扱金融機関へご相談ください。

足利銀行、栃木銀行、福島銀行、大田原信用金庫、白河信用金庫、那須信用組合

運転資金 (％)

融資限度額	融資期間（返済期間）	融資利率（責任共有制度対象外）
1企業（事業者） 1,000万円以内	3年以内	1.6（1.5）
	3年を超え5年以内	1.9（1.8）
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> 商品仕入れ、買掛金の支払い等に用いる資金 	
融資を受ける条件 （全て満たしている方）	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有する方 市内で1年以上事業を営む方 市税を滞納していない方 	

※運転資金、設備資金、小規模企業支援資金、季節資金においては、運転資金による市制度融資の借換えが可能です。

設備資金 (％)

融資限度額	融資期間（返済期間）	融資利率（責任共有制度対象外）
1企業（事業者） 2,000万円以内	3年以内	1.6（1.5）
	3年を超え5年以内	1.9（1.8）
	5年を超え7年以内	2.1（2.0）
	7年を超え10年以内	2.5（2.4）
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> 店舗、作業場等事業に供する建物及びこれに附帯する施設で、市内における新増改築又は改装等に用いる資金（ただし土地購入資金は含まない） 事業用の機械及び設備で、市内に設置するものの資金 	
融資を受ける条件 （全て満たしている方）	運転資金と同様	

創業支援資金 (％)

融資限度額	融資期間（返済期間）	融資利率（責任共有制度対象外）	認定特定創業支援証明を受けた者※1	UJターン創業者※2
1企業（事業者） 500万円以内	3年以内	1.6（1.5）	0.1引き下げ	0.1引き下げ
	3年を超え5年以内	1.9（1.8）		
資金用途	<ul style="list-style-type: none"> 商品仕入れ、買掛金の支払い等に用いる資金 店舗、作業場等事業に供する建物及びこれに附帯する施設で、市内における新増改築又は改装等に用いる資金（ただし土地購入資金は含まない） 事業用の機械及び設備で、市内に設置するものの資金 			
融資を受ける条件 （全て満たしている方）	<ul style="list-style-type: none"> 市内に創業しようとする方または市内に事業所を有し、創業して1年未満の方 創業計画及び返済能力が確実であると認められる方 市税を滞納していない方 			

※1 市内商工会の創業（支援）塾を8割以上受講し、市から認定特定創業支援証明を受けた方が対象です。

※2 市内に転入して3年以内の方が対象です（公的な証明書による確認が必要です）。

小規模企業支援資金 (％)

融資限度額	融資期間（返済期間）	融資利率（責任共有制度対象外のみ）
2,000万円から既存の保証協会の保証付融資残高を差し引いた額	3年以内	（1.5）
	3年を超え5年以内	（1.8）
資金用途	運転資金、設備資金と同様	
融資を受ける条件 （全て満たしている方）	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有する方 市内で1年以上事業を営む方 市税を滞納していない方 中小企業信用保険法第2条第3項第1号及び第2号に該当する小規模企業者の方 〔常時使用する従業員の数が20人以下（ただし、宿泊業と娯楽業を除く商業又はサービス業については5人以下）の会社又は個人〕	

季節資金 (％)

融資限度額	融資期間（返済期間）		融資利率（責任共有制度対象外）
1企業（事業者） 1,000万円以内	夏季	6月1日～10月31日	1.5（1.4）
	年末年始	11月1日～5月31日	
資金用途	夏季及び年末の賞与の支払い、季節商品の仕入れ等の季節的な運転資金		
融資を受ける条件	運転資金と同様		
申込期間	夏季	5月10日から7月31日まで	
	年末年始	10月10日から12月30日まで	

り災特別資金 (％)

融資限度額	融資期間（返済期間）	融資利率（責任共有制度対象外）
1企業（事業者） 1,000万円以内	3年以内	1.5（1.4）
	3年を超え5年以内	1.7（1.6）
	5年を超え7年以内	1.9（1.8）
	7年を超え10年以内	2.3（2.2）
資金用途	事業の再建に必要な運転資金及び設備資金	
融資を受ける条件 （全て満たしている方）	<ul style="list-style-type: none"> 市内に事業所を有する方 市内で1年以上事業を営む方 市税を滞納していない方 「融資の申請前1年以内の自然災害により、市長から罹災証明書の交付を受けた方」又は「融資の申請前1年以内に自然災害の影響を受け、原則として最近1ヶ月の売上高等が前年同月に比較して20%以上減少しており、かつ、その後2ヶ月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる方」 	

上記の融資対象とならない場合は、栃木県の制度融資などの活用をご検討ください。